

「空き家バンク」に

登録しませんか 農地もセットで登録できます

●空き家バンクの仕組み



空き家バンクを利用して 購入(賃貸)した物件に対する補助

- ① 改修費補助 (改修費の1/2 上限20万円)。
 - ② 家財処分費用補助 (処分にかかる費用が5万円以上かつた場合、処分費用の1/2 上限10万円)。
- *ひとつの物件に対して受けられる補助は、いずれか一方です。



空き家バンクを利用した契約成立状況(R2.9.1時点)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録物件数(累計)	26件	50件	64件
契約成立件数(累計)	6件	27件	32件
成約率	23%	54%	50%

あんなか日和 🔍 で検索

「空家等対策の推進に関する特別措置法」
空家等は個人の資産です。管理者
または所有者には、空家等を適切に
管理する「責務」があると定められて

空き家の瓦や
窓ガラスの落下
で通行人が怪我
をしたり

放置された
庭木に、害虫・
害獣が巣築
したり



不審者が侵入
したり、ごみの
不法投棄を
されたり

草木が隣の
家や道路に越境
して迷惑を
かけたり

「空き家」を
放置していませんか
空き家を放置すると
こんな危険があります

市では、空き家の解消と移住・定住促進を目的に、空き家の情報を提供する「空き家バンク」制度を創設し、売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい希望者のマッチングを図っています。一定の審査はありますが、登録費用は一切かかりません。市内の空き家を「売りたい・貸したい」と思っている人は、ぜひ空き家バンクにご登録ください。

います。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり、損害賠償が問われる可能性があります。

空き家を解体する
という選択も

空き家のまま放置してしまうと経年により老朽化が進み、敷地内の草木の繁茂なども合わせて、地域や道路に対して問題や危険を及ぼします。第三者に被害を与えた場合の責任は、所有者などが負わなければなりません。地域の良好な景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を売却する場合に、市では解体費用の一部を補助しています。

◇空家除却費補助金
補助金額 建物解体費用の1/3(限度額20万円)

※個人が所有する戸建て住宅(店舗併用住宅含む)で、安中市内に本社(本店)がある解体事業者に依頼して売却する場合など一定の条件があります。

空き家のことでわからないことや悩みごとがありましたら、まずは困地域創造課までご相談ください。